平成３０年度第４回北広島市国民健康保険運営協議会

日時：平成３１年２月19日（火）午後６時～
場所：北広島市役所　３階会議室３Ｃ

～　会議次第　～

1　開会

2　会長あいさつ

3　審議事項
（１）平成３１年度国民健康保険事業運営方針（案）について　～別紙

4　報告事項
（１）平成３０年度国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について
（２）平成３１年度国民健康保険事業特別会計当初予算（案）について
（３）国民健康保険税条例の一部改正について

5　その他

6　閉会

報告事項（1）　平成３０年度国民健康保険事業特別会計補正予算（案）

《歳　出》　（単位：千円）

区分			当初予算額	現計予算額	補正額	補正後の額	説明
総務費			45,875	46,145	480	46,625	
	一般管理経費		26,235	26,505	480	26,985	地方単独事業のレセプト併用化に伴う国保総合システム改修負担金
	保険税収納率向上対策事業費		12,193	12,193	0	12,193	
	賦課徴税費		7,447	7,447	0	7,447	
保険給付費			4,678,948	4,748,485	32,063	4,780,548	
	療養諸費	一般療養給付費	4,021,687	4,021,687	32,063	4,053,750	一般療養給付費の増 （見込みを上回ったため・1件当たり給付額の増）
		退職 療養給付費	41,011	59,986		59,986	
		一般療養費	30,240	34,809	0	34,809	
		退職療養費	299	299	0	299	
		審査支払手数料	11,240	11,240	0	11,240	
	高額療養費	一般高額療養費	540,421	586,329	0	586,329	
		退職高額療養費	17,203	17,203		17,203	
		一般高額介護合算療養費	300	385	0	385	
		退職高額介護合算療養費	100	100		100	
	出産育児一時金		13,447	13,447	0	13,447	
	葬祭費		3,000	3,000	0	3,000	
国民健康保険事業費納付金			1,566,399	1,566,399	0	1,566,399	
共同事業拠出金			2	2	0	2	
保健事業費			92,101	92,101	0	92,101	
諸支出金			4,250	101,192	0	101,192	
予備費			10,000	9,409	0	9,409	
歳出合計			6,397,575	6,563,733	32,543	6,596,276	

《歳　入》　（単位：千円）

区分		当初予算額	現計予算額	補正額	補正後の額	説明
国民健康保険税		1,071,306	1,071,306	△ 43,000	1,028,306	
	一般被保険者国民健康保険税	1,060,543	1,060,543	△ 43,000	1,017,543	調定額の減による収納額の減
	退職被保険者国民健康保険税	10,763	10,763	0	10,763	
道支出金		4,773,117	4,842,924	32,543	4,875,467	普通交付金　32,063千円増 特別調整交付金　480千円増
繰入金		534,501	534,501	0	534,501	
諸収入		18,650	18,650	0	18,650	
財産収入		1	1	0	1	
繰越金		0	96,351	0	96,351	
市債		0	0	43,000	43,000	財政安定化基金貸付金の増
歳入合計		6,397,575	6,563,733	32,543	6,596,276	

【歳出補正予算】

○ 一般管理費（負担金）執行見込みの増に伴う経費
・地方単独事業のレセプト併用化に伴う国保総合システム改修負担金　480千円

○ 保険給付費の執行見込みの増に伴う経費
・一般被保険者療養給付費　32,063 千円

歳出合計　32,543 千円

【歳入補正予算】

○ 道支出金の増額補正
・一般管理費（負担金）の財源として　480 千円
・保険給付費の財源として　32,063 千円

○ 国民健康保険税の減額補正
・一般被保険者国民健康保険税の減　▲ 43,000 千円

○ 市債の増額補正
・北海道財政安定化基金貸付金の増　43,000 千円

歳入合計　32,543 千円

報告事項（2）　平成３１年度国民健康保険事業特別会計当初予算（案）

《歳　入》　（単位：千円）

区分			平成30年度	平成31年度	比較	説明及び主な増減理由
国民健康保険税	一般分	医療給付費分現年度課税分	715,025	701,769	△ 13,256	
		医療給付費分滞納繰越分	37,353	34,491	△ 2,862	
		介護納付金分現年度課税分	68,616	57,559	△ 11,057	
		介護納付金分滞納繰越分	5,692	5,601	△ 91	
		後期支援金分現年課税分	224,083	220,508	△ 3,575	
		後期支援金分滞納繰越分	9,774	9,121	△ 653	
		小計	1,060,543	1,029,049	△ 31,494	
	退職分	医療給付費分現年度課税分	5,843	695	△ 5,148	
		医療給付費分滞納繰越分	1,001	626	△ 375	
		介護納付金分現年度課税分	1,502	201	△ 1,301	
		介護納付金分滞納繰越分	288	177	△ 111	
		後期支援金分現年課税分	1,845	218	△ 1,627	
		後期支援金分滞納繰越分	284	172	△ 112	
		小計	10,763	2,089	△ 8,674	
	合計		1,071,306	1,031,138	△ 40,168	被保険者数の減による調定額の減
道支出金	普通交付金		4,678,948	4,701,862	22,914	
	特別交付金		94,169	107,170	13,001	医療費適正化評価分の道繰入金の増
	合計		4,773,117	4,809,032	35,915	
繰入金	一般会計繰入金		534,501	521,286	△ 13,215	
	基金繰入金		0		0	
	合計		534,501	521,286	△ 13,215	
諸収入			18,650	25,784	7,134	
財産収入			1	1	0	
歳入合計			6,397,575	6,387,241	△ 10,334	

《歳　出》　　（単位：千円）

区分			平成30年度	平成31年度	比較	説明及び主な増減理由
総務費			45,875	45,647	△ 228	
保険給付費	一般	療養給付費	4,021,687	4,026,473	4,786	
		療養費	30,240	33,040	2,800	
		高額療養費	540,421	600,557	60,136	１件当たり給付費の増による
		高額介護合算療養費	300	400	100	
		小計	4,592,648	4,660,470	67,822	
	退職	療養給付費	41,011	11,634	△ 29,377	
		療養費	299	166	△ 133	
		高額療養費	17,203	4,373	△ 12,830	
		高額介護合算療養費	100	100	0	
		小計	58,613	16,273	△ 42,340	退職被保険者数の減による
	出産育児一時金		13,447	11,346	△ 2,101	
	葬祭費		3,000	3,000	0	
	審査支払手数料		11,240	10,773	△ 467	
	合計		4,678,948	4,701,862	22,914	
国民健康保険事業費納付金			1,566,399	1,546,504	△ 19,895	被保険者数の減による
共同事業拠出金			2	2	0	
保健事業費			92,101	83,976	△ 8,125	
諸支出金			4,250	4,250	0	
予備費			10,000	5,000	△ 5,000	
歳出合計			6,397,575	6,387,241	△ 10,334	

報告事項（３）　北広島市国民健康保険税条例の一部改正について

１　国民健康保険税課税限度額の改定

地方税法施行令の一部が改正され、平成 30 年度の法定課税限度額が改定されたことから、国の１年遅れで引き上げるというこれまでの方針に従って課税限度額の改定を行う。

	H30 現行限度額	H31 改定案限度額 （H30法定額）	差
基礎分（医療分）	54万円	58万円	4万円
後期高齢者支援金分	19万円	19万円	据え置き
介護納付金分 （40歳以上64歳以下）	16万円	16万円	据え置き
合計	89万円	93万円	4万円

２　国民健康保険税率の改定

北海道へ納付する平成３１年度の「国民健康保険事業費納付金」を基に、保険税率の改定を行う。

※ 平成３1年１月２４日から２月２２日までパブリックコメント実施。

		H30 現行税率	H31 改定案税率	差
基礎分（医療分）	所得割	7.45%	7.64%	0.19%
	均等割	21,800円	22,400円	600円
	平等割	24,900円	25,500円	600円
後期高齢者支援金分	所得割	2.37%	2.44%	0.07%
	均等割	6,200円	6,400円	200円
	平等割	8,300円	8,600円	300円
介護納付金分 （40歳以上64歳以下）	所得割	2.31%	2.14%	▲0.17%
	均等割	8,800円	8,300円	▲500円
	平等割	4,600円	4,200円	▲400円
合計	所得割	12.13%	12.22%	0.09%
	均等割	36,800円	37,100円	300円
	平等割	37,800円	38,300円	500円

○所得割・・・被保険者それぞれの総所得金額等から基礎控除３３万円を控除した額に税率を乗じた額
○均等割・・・被保険者１人あたり
○平等割・・・１世帯あたり

３　特例対象被保険者等に係る申告における添付書類の省略

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」に基づく情報連携の運用開始により解雇や倒産等の非自発的な理由により離職した方である「特例対象被保険者等」の減額申告の際の添付書類の提出の省略が可能となったことによる所要の改正を行う。

４　旧被扶養者に係る応益割保険税の減免期間の変更

後期高齢者医療制度の開始に伴う旧被扶養者（※１）に係る保険税の減免について、当初は「資格取得日の属する月以降 2 年を経過する月まで」実施とされていたが、期間を延長し「当分の間」として実施してきた。

この度、平成 30 年 12 月 12 日付厚生労働省通知「応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しについて」に従い、平成３１年度以降は、応益割（均等割、平等割）について、当初の期間に戻し、「資格取得日の属する月以降 2 年を経過する月まで」に限り減免を実施することとする。なお、応能割（所得割）については、引き続き「当分の間」減免を実施する。

※１ 旧被扶養者

被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することに伴い被用者保険の被扶養者から国民健康保険の被保険者となった者

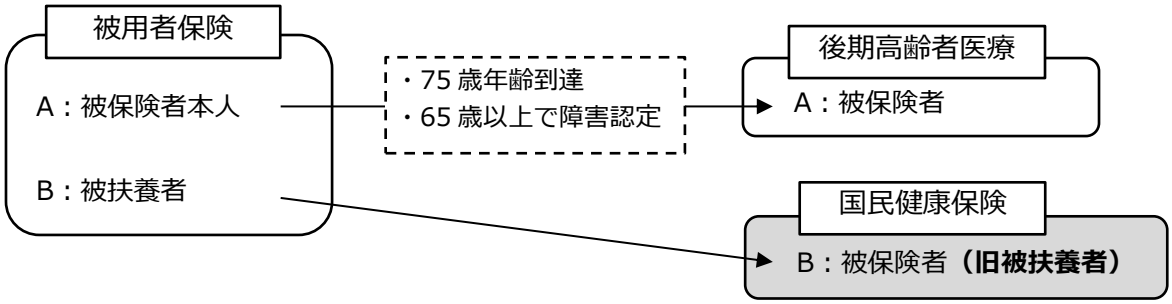

5　平成３１年度税制改正大綱（平成３０年１２月２１日閣議決定）に伴う改正

※ 平成 31 年 3 月下旬に地方税法施行令改正予定

（１）国民健康保険税の軽減措置の拡大（平成３１年度から実施予定）

5 割軽減及び 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準の引上げ

	現　　行	改　正　案
7 割軽減	33万円	33万円（ 改正なし ）
5 割軽減	33万円＋27.5万円×被保険者数	33万円＋**28**万円×被保険者数
2 割軽減	33万円＋50万円×被保険者数	33万円＋**51**万円×被保険者数

※被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

（２）国民健康保険税の課税限度額の改定（検討）

国では法定課税限度額について、基礎課税額（医療分）を 58 万円から 61 万円（全体 93 万円から 96 万円）に 3 万円の引上げを予定しています。

本市におきましては、これまでと同様に国の 1 年遅れの平成 32 年度実施に向けてた改定を検討してまいります。

別　紙

平成３１年度
北広島市国民健康保険事業運営方針（案）

保健福祉部保険年金課

1　基本方針

国民健康保険事業の適正な運営

国民健康保険制度は、国民皆保険の基盤となる仕組みであるが、市町村間の負担の格差や小規模市町村の財政の不安定さ等の課題を抱えており、このような状況を改善し、負担の公平化と財政運営の安定化を図り持続可能な医療保険制度を構築するため、平成 30 年度から、都道府県単位の国保運営が開始された。新たな制度では、都道府県は、財政運営や効率的な事業実施等の中心的な役割を担い、市町村は引き続き、資格管理や保険給付、保険税の賦課・徴収、保健事業を行うこととされている。

北海道において、北海道と市町村が共通認識のもと、一体となって事務を実施し、広域化や効率化を推進するための統一的な方針として北海道国民健康保険運営方針が策定された。北広島市国民健康保険事業では、その方針に基づき、北海道の今後の動向を見据えながら計画的かつ効率的な運営を目指すため、平成３１年度国民健康保険事業運営方針を定め、次に掲げる主要事業の積極的な促進を図っていく。なお、主要事業の実施に当たっては、関係機関、庁内関係各課との協議と連携のもと推進する。

2　主な事業

平成 ３１年度国民健康保険事業の運営にあたっては、次に掲げる事業に重点をおいて取り組むものとする。

（１）保険税収納率向上対策事業

国民健康保険の資格の適正化を図るとともに、重要な財源である保険税収入を確保するため、賦課の適正化、口座振替の利用率向上、保険税の徴収体制の充実・強化を図る。

（２）医療費適正化対策事業

医療費適正化を図るため、レセプト点検、医療費分析、医療費通知、柔道整復療養の適正化、ジェネリック医薬品の利用促進等を実施する。

「第２期北広島市国民健康保険保健事業実施計画（平成 30 年度～平成 35 年度）」（以下「第２期データヘルス計画」という。）に基づき、被保険者の健康の保持増進のため、糖尿病性腎症の重症化予防等ＰＤＣＡ（計画、実施、評価、改善）サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施する。

（３）特定健康診査・保健指導事業

第２期データヘルス計画及び北広島市国民健康保険第３期特定健康診査等実施計画に基づき、生活習慣病の発症予防と重症化予防に着目した特定健康診査・保健指導を実施する。

（４）保健衛生推進支援事業

地域の実情に応じた多様な健康づくり事業を支援し、エイズ等疾病予防知識の普及等健康教育を推進する。

（５）積極的な制度周知と研修機会の充実

国民健康保険制度や医療費適正化への理解と協力を得るため、制度の周知や健康意識の啓発等広報活動の充実を図る。また、国保事業従事者の専門的知識のスキルアップのため、研修機会を確保する。

３　個別事業

１　保険税収納率向上対策事業

収納率向上対策事業の充実・強化を促進するため、徴収部門と連携しながら対応する。

(1)被保険者資格の適用適正化

ア　国保未適用者の実態把握

広報紙やホームページ等により、国民皆保険制度の趣旨等の市民への啓発に努めるとともに、市内事業所へパンフレットを送付し、従業員の就退職時において、健康保険制度の説明や国保への加入・喪失届出勧奨等の協力を要請することにより、遡及適用の未然防止に努めるものとする。

また、日本年金機構と連携を図り、年金ネット情報の活用（国保喪失⇒国民年金第１号・第３号被保険者資格喪失者一覧表、国保加入⇒国民年金2号被保険者喪失資格一覧表）により、取得や喪失届出の勧奨通知や職権処理を実施し、資格の適用適正化を図る。

●実施時期：パンフレット送付３月（北広島市商工会協力）

イ　居所不明被保険者実態調査

国民健康保険被保険者証、納税通知書、督促状等が受取人不在のため返戻された者について、随時実態調査（水道給水状況や現地調査）を行う。その後、居住実態がない者として認定したときは、住民登録担当課である市民課へ住民登録の職権消除の依頼を行うものとする。（国民健康保険居所不明被保険者に係る資格喪失確認の事務処理要領、平成 4 年 8 月 21 日付け策定、平成 25 年 12 月 19 日改正による。平成３０年度実績：職権消除０件、現地調査１件）

ウ　所得未申告者への申告勧奨

低所得者層への保険税減額措置の適用を徹底し、所得に応じた保険税額を適正に算定するため、当初賦課前に未申告者等に対して申告書を送付する。さらに当初賦課後にも文書（申告書同封）を送付し申告勧奨を行う。また、新規加入時や限度額認定申請等窓口来庁時の未申告者への案内指導や広報紙、ホームページによる啓発を行い未申告者の解消を図る。（未申告抽出・管理プログラム活用、臨時職員１名雇用）

●実施時期：２月頃（当初賦課前）、８月頃、１２月頃（当初賦課後）

(2) 滞納者対策

税務課による国保税滞納者に対する納付催告（文書催告等）、納税相談の実施により、長期滞納者との接触を図り、滞納額の縮減に努める。

また、滞納繰越額を増大させないようにするために、まずは現年度分を確実に収納して新規滞納発生を防止し、悪質滞納者については、納税意思の見極めを行い、自主的な納付が見込まれないと判断した事案については、速やかに滞納処分を執行する。

●収納率

年　度	現年度分	滞納繰越分	全体分
平成 29 年度	95.67%	27.49%	78.56%
平成 30 年度（見込み）	95.67%	27.00%	82.21%
平成 31 年度（見込み）	95.70%	27.00%	84.47%

(3) 口座振替の促進

口座振替については、納付率が高いことから、口座振替の促進は収入確保の観点では重要である。納付書発送時には口座振替依頼書を同封し、利用促進を図るとともに、広報紙掲載やリーフレットの配布など様々な機会を捉え、口座振替利用の勧奨に努める。

●目標口座振替率（現年分）

年　度	口座振替利用率	納付率
平成 29 年度	49.45%	98.32%
平成 30 年度（見込み）	54.50%	98.36%
平成 31 年度（見込み）	54.50%	98.35%

(4) コンビニ収納

コンビニエンスストアでも使用できる納付書を送付し、金融機関以外での納付機会の確保と時間の幅を広げることによる利便性の向上を図る。

●コンビニ収納件数（延べ件数）

年　度	件　数
平成 29 年度	8,363 件
平成 30 年度（見込み）	8,453 件
平成 31 年度（見込み）	8,553 件

⑸短期保険証及び資格証明書の交付

「北広島市国民健康保険税の滞納に係る措置の実施要綱」（平成 13 年 12 月 1 日施行）に基づき、納付状況が納税誓約どおりかを確認したうえで短期保険証を交付するものとする。また、短期保険証の更新時に滞納者との接触の機会を設け、納税相談や指導により収納率の向上に努めるものとする。

なお、納付催告、納税相談等に一向に応じない者に対しては、税の公平の観点から資格証明書を交付するものとする。

（資格審査委員会は年２回開催～1・7月）

●交付件数（7 月末現在）

年　度	短期保険証	資格証明書
平成 29 年度	441 世帯	22 世帯（24 人）
平成 30 年度	447 世帯	22 世帯（23 人）

⑹研究啓発等の事業

徴収職員のスキル向上のため、各種研修会への参加や課内研修の実施等を通して、収納業務に関する調査研究に努める。

2 医療費適正化対策事業

健康と医療費に対する認識を深めてもらうため、医療費通知を当該世帯へ通知するとともに、医療費の適正な支払いを行うため、各医療機関から国保連合会に提出されたレセプトデータの点検等を行う。

また、PDCA サイクルに沿った効率的かつ効果的な保健事業の推進を図るため、第２期データヘルス計画に沿った事業を行うとともに、レセプトや健診結果のデータ分析と、平成 30 年度実施事業の結果と指標を確認把握したうえで、計画の評価と改善を図る。

(1)医療費通知

被保険者に対して保険医療機関等（柔道整復含む。）で治療を受けたときの医療費を通知し、保険者負担の動向、医療費の適正化、健康に対する意識等の啓発を図る。

また、医療費が再審査等により本人負担額で１万円以上の減額があった場合は、本人へ減額査定通知を行う。

●送付時期：12 か月分を年６回（４月、６月、８月、10 月、12 月、2月）
（通知内容：受診者氏名、診療年月、診療区分、日数、総医療費額、医療機関名）

(2)レセプト点検事業

レセプト点検調査は、直接的な財政効果をもたらすばかりでなく、その調査結果から医療費の構造や実態を把握するための基礎資料となる。

医療費適正化については、総合的・広域的な点検をする必要があるため、平成 31 年度より、資格及び請求内容点検を国保連合会に委託し、資格の点検、診療内容の点検、請求点数等の点検を行う。また、給付発生原因等（第三者行為レセプトの抽出）の点検、柔道整復師等施術の適正化点検についても継続し、実施する。

●レセプト資格・内容点検による実績

年　度	資　格		内　容	
	件　数	金　額	件　数	金　額
平成 29 年度	1,088 件	16,440,000 円	2,363 件	11,185,000 円
平成 30 年度（見込み）	1,091 件	17,221,000 円	1,889 件	5,678,000 円
平成 31 年度（見込み）	1,167 件	14,882,000 円	2,182 件	7,945,000 円

●柔道整復師等による施術内容の照会実施状況

年　度	件数	内　　容
平成 30 年度（見込み）	79 件	柔道整復レセプト点検による疑義レセプトを抽出し、被保険者照会と適正受診指導
平成 31 年度（見込み）	80 件	柔道整復レセプト点検による疑義レセプトを抽出し、被保険者照会と適正受診指導

⑶第三者行為求償事務

交通事故等による第三者行為求償事務については、直接的に医療費の適正化に連動することから、積極的に対応することとする。第三者行為の把握のため、レセプト点検による傷病名からの発見や、市消防からの救急車による搬送についての連絡の協力依頼、新聞記事等からの第三者のレセプト発見に努めるものとする。

また、求償案件に関わる被保険者・加害者への照会・確認と書類の作成及び自賠責保険への損害賠償額の照会、国保連合会への請求委託書類作成を専門機関に委託し、求償事務の適正化と事務軽減を図る。

●第三者行為求償状況

年　度	件　数	金　額
平成 29 年度	10 件	3,562,322 円
平成 30 年度（見込み）	15 件	5,280,000 円
平成 31 年度（見込み）	11 件	3,139,000 円

⑷ジェネリック医薬品利用差額通知

医療費の適正化に向け、被保険者にジェネリック医薬品が低価格であることを知ってもらい、より一層の利用促進を図るため、レセプトデータを活用し、先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の差額をお知らせする「ジェネリック医薬品利用促進のお知らせ」（金額が多い方から500名、結果的に200～500円程度以上の差額が見込まれるもの）を送付する。

平成31年度は、前年度同様に年４回通知し、ジェネリック医薬品希望カード等を同封することにより、ジェネリック医薬品の切替を促進し医療費削減に努める。

●財政効果額（平成29年度の通知による効果額）

年４回通知を送付したことにより、年間医療費が4,117,887円削減されたと推計される。

●通知件数　使用割合実績（使用量ベース）

年　度	回数	時　期	通知件数	ｼﾞｪﾈﾘｯｸ医薬品使用割合
平成 29 年度	4	7・8・9・10 月	2,003	71.7% （国平均 73.0%平成 30 年 3 月）
平成 30 年度 （見込み）	4	7・8・9・10 月	1,914	72.6%
平成 31 年度 （見込み）	4	7・8・9・10 月	2,000	77.0%

※国目標：平成 32 年 9 月までに後発医薬品数量シェア 80%以上（平成 29 年閣議決定）

●ジェネリック希望カード・シール送付配備枚数

年　度	枚　数	内　　容
平成 30 年度	9,000 枚	窓口配備、保険証更新時同封、ジェネリック医薬品利用差額通知時に同封
平成 31 年度	8,500 枚	窓口配備、保険証更新時同封、ジェネリック医薬品利用差額通知時に同封

⑸重複・頻回受診及び服薬指導

1か月に同系の疾病を理由に複数の医療機関に受診している「重複受診者」や1か月に一定回数以上医療機関に受診している「頻回受診者」等に対し、レセプトを確認のうえ、保健師（看護師）による訪問指導を実施する。また、平成31年度から多種類の医薬品が処方されている多剤服薬者に対し、服薬情報を通知する。

●重複・頻回受診者等への訪問目標

年　度	対象者数
平成 30 年度	２０人
平成 31 年度	２０人

※抽出データから対象者を絞り込む。

●多剤服薬者への通知（新規）

対象者　延べ 1,000 人（250 人／回、4 回通知）

⑹医療費等データ分析に基づく保健事業（データヘルス）の推進

年々増加する医療費の抑制を図るため、レセプト点検や第三者行為求償事務等を実施するとともに、PDCA サイクルに沿った効果的な保健事業の推進を図るため、第 2 期データヘルス計画の進行状況を評価し、必要に応じ改善を図る。

(7)一部負担金の減免制度の周知

「北広島市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予の取扱いに関する要綱」（平成 23 年 4 月 1 日施行）に基づく減免制度について、広報紙やリーフレットにより市民広報を実施する。

3 特定健康診査・特定保健指導事業

第２期データヘルス計画及び北広島市国民健康保険第３期特定健康診査等実施計画に基づき、国民健康保険被保険者の健康保持・生活の質の向上と、中長期的な医療費の適正化を目的として、糖尿病等生活習慣病の発症予防と、心血管疾患、脳血管疾患、慢性腎臓病等の重症化予防を図るため、特定健康診査・保健指導事業を実施する。

(1)特定健康診査等の実施

ア　特定健康診査

40 歳から 74 歳までの被保険者に対し、市内 18 医療機関及び札幌市に所在する４健診機関（札幌厚生病院、北海道対がん協会、北海道結核予防会、ＪＣＨＯ札幌北辰病院）との委託により、特定健康診査を実施する。平成 31 年度においては、受診率 45.0%を目指し、かかりつけ医情報提供書や職場健診等のデータ提出等の活用を図りながら、受診率向上のため、特定健診ニュースの作成等広報活動の充実や個別通知等未受診者への積極的な受診勧奨を実施する。

イ　特定保健指導

健診結果から保健指導対象者を抽出し、生活習慣の改善や重症化予防を目的とした特定保健指導を実施する。

（特定健診受診率等国基準目標　平成３１年度　特定健診受診率　60%
保健指導実施率　60%）

●受診者等見込み

年　度	健診受診者数	受診率	特定保健指導人数	割合
平成 28 年度	3,795 人	38.5%	207 人	59.5%
平成 29 年度	3,597 人	37.4% （道 28.1%）	247 人	79.9%
平成 30 年度（見込み）	3,714 人	38.5%	225 人	60.0%
平成 31 年度（計画目標）	4,696 人	45.0%	261 人	61.0%

健診料金の自己負担：課税世帯 700 円　非課税世帯 500 円

⑵ 二次健診

動脈硬化のリスクが高いメタボリックシンドローム該当者・予備群等を対象に、心疾患病やＣＫＤ（慢性腎臓病）発症予防のための早期介入と保健指導実施率の向上のため、二次健診を実施する。二次健診の実施により、特定健診結果をもとに結果説明と保健指導を行い、必要な方には、医療機関への受診勧奨を行い、心筋梗塞や脳梗塞、人工透析の必要な腎臓病の予防へつなげる。

●二次健診検査内容

検査項目	内　　容
７５ｇ糖負荷検査	時間毎の血糖値とインスリン量を測定し糖尿病なりやすい状態かどうかの検査
微量アルブミン尿検査	メタボリックシンドロームが原因で血管壁が損傷し受けていないかどうかの検査
頸動脈超音波検査	動脈硬化の進行を知るため頸動脈の超音波検査により血管壁の厚さ等を測る検査

健診料金の自己負担額：糖負荷検査 1,800 円　尿検査 200 円　頸部エコー700 円

●受診者見込み

年　度	受診者数
平成 29 年度	56 人
平成 30 年度（見込み）	50 人
平成 31 年度（見込み）	55 人

⑶ 未受診者対策

受診率向上を図るため、国保保健事業補助等を活用し、対象者の状況に応じた効果的な受診勧奨を実施する。

平成 31 年度より、受診履歴・問診結果等から受診確率を分析し、対象者の特性に合わせた文書勧奨や電話勧奨を実施する。

●実施内容

実施項目	内容
文書勧奨	対象者を５タイプに区分し、受診状況などに応じた健診受診勧奨の文書を送付し、受診を促す　8,100 名（8 月）
文書勧奨 （生活習慣病治療中の方へ）	「特定健診に係るかかりつけ医情報提供書」を送付し、かかりつけ医からの治療データ提供の協力を依頼する　4,000 名　（11 月）
電話勧奨	効果的な対象者へ電話にて勧奨する 3,000 名（12 月）

⑷５５（ゴーゴー）ドック（55 歳健診）の実施

55 歳に到達する被保険者に対し、特定健診とがん検診を無料で同時に実施できる受診券を配布し、特定健診の受診率が低く、生活習慣病の発症の危険が大きくなる 50 歳代の受診率の向上と被保険者の健康保持増進を図る。

●受診者見込み

年　度	受診者数
平成 29 年度	12 人
平成 30 年度（見込み）	12 人
平成 31 年度（見込み）	13 人

⑸セット健診

身近な地域の会館等を活用して、乳がん検診・子宮がん検診を含むがん検診と国保だけに限らない特定健診及び後期高齢者健診等の同日受診を実施し国保だけでなく市民の健康保持増進を図る。

年　度	受診者数	町内会等
平成 29 年度	146 人	10/5・6　西の里連合町内会 10/7　大曲南ヶ丘町内会
平成 30 年度	170 人	10/5・6　西の里連合町内会 虹ヶ丘地区町内会 10/7　大曲南ヶ丘町内会
平成 31 年度 （見込み）	200 人	10/9・10・11 予定

⑹国保３０歳代健診の実施

特定健診・保健指導の実施年齢は 40 歳から 74 歳までであるが、生活習慣病の実態から若年期からの生活習慣改善が不可欠であることから、30 歳代から特定健診と同様の健診を実施し、早期から健診への理解と関心を広げ、健診意識の定着化を図る。

●受診者見込み

年　度	健診対象者数	受診者数	受診率	保健指導人数
平成 29 年度	974 人	113 人	11.6%	15 人
平成 30 年度（見込み）	820 人	100 人	12.2%	17 人
平成 31 年度（見込み）	806 人	102 人	12.7%	17 人

健診料金の自己負担額：課税世帯 700 円　非課税世帯 500 円

⑺糖尿病性腎症重症化予防事業

レセプトにより糖尿病患者から腎症の悪化等を遅延または阻止することを目的として保健指導対象者を抽出し、本人及びかかりつけ医の同意のもと保健指導を実施する。

また、特定健診結果から糖尿病性腎症に移行する可能性のあるハイリスク者を抽出し、かかりつけ医と連携を図りながら保健指導を実施する。

糖尿病管理台帳を作成し、過去 5 年間の保健指導実施者の治療状況や健診結果、生活習慣を確認し、必要なアドバイス等を行う。

●受診者見込み

年　度	対象者数等
平成 29 年度	新規　　６名（委託） フォローアップ　　６名（委託）
平成 30 年度（見込み）	新規　84 名 フォローアップ　　６名（委託）
平成 31 年度（見込み）	新規　　85 名

⑻その他の保健指導

健診結果から、特定保健指導の対象ではないが受診勧奨値以上の重症化予防対象者（未治療者）を抽出し、受診勧奨及び保健指導を実施する。

4 保健衛生推進支援事業

健康活動推進事業を自主的に実施する団体や個人、健康づくり・体力づくりを実施する実行委員会等に補助金を交付し健康意識の高揚を図る。

また、市民を対象とした高齢者インフルエンザ・肺炎球菌感染症予防接種事業への補助（負担金の補助）やエイズ対策事業（リーフレット配布による広報）を実施する。

(1)健康推進支援事業

ア　元気フェスティバル補助（元気フェスティバル実行委員会）
～開催費用の 25%を補助（国保加入割合）

イ　歩くスキーの集い（体育協会）～定額補助

年　度	助成金額
平成 29 年度	384,000 円
平成 30 年度（見込み）	382,973 円
平成 31 年度（見込み）	409,000 円

(2)高齢者インフルエンザ予防対策事業

インフルエンザ予防接種率を向上させ発症を抑制し、国保被保険者の疾病予防のため、健康推進課が実施するインフルエンザ予防接種助成に対し、６５歳以上の国保加入者にかかる助成相当分を負担する。

（接種費用：平成 29 年度 3,801 円のうち、2,801 円を助成
平成 30 年度 3,801 円のうち、2,801 円を助成
平成 31 年度 3,801 円のうち、2,801 円を助成）

年　度	人　数	助成金額
平成 29 年度	1,966 人	5,506,766 円
平成 30 年度（見込み）	2,099 人	5,880,122 円
平成 31 年度（見込み）	1,981 人	5,548,781 円

(3)肺炎球菌感染症予防対策事業

肺炎球菌感染症予防接種により発症及び重症化を抑制するため、健康推進課が平成 26 年度から実施している肺炎球菌感染症予防接種助成に対し、引き続き 65 歳以上の国保加入者にかかる助成相当分を負担する。(平成 26 年度から)

接種費用：8,000 円のうち、5,400 円を助成

年　度	人　数	助成金額
平成 29 年度	601 人	3,245,400 円
平成 30 年度（見込み）	606 人	3,271,234 円
平成 31 年度（見込み）	619 人	3,342,600 円

(4)エイズ対策事業

エイズに関する知識と予防啓発のため、エイズ予防パンフレットを市の成人式における新成人全員に配布する。

年　度	枚数等	内　　容
平成 29 年度	1,000 枚	成人式における新成人へエイズ予防パンフの配布（550 枚）及び窓口配備
平成 30 年度	650 枚	成人式における新成人へエイズ予防パンフの配布（500 枚）及び窓口配備
平成 31 年度（見込み）	650 枚	成人式における新成人へエイズ予防パンフの配布（500 枚）及び窓口配備

5 積極的な制度周知と研修機会の充実

(1)広報紙等活用の啓発活動

市民に国保制度の周知徹底を図り、日頃から国保に対する関心を持ってもらうため、広報誌等を活用して市民広報に努めるものとする。

ア　啓発用パンフレットの作成と配布

- 平成３１年度国保税（納税通知書同封）
- 国保制度周知用（保険証更新）
- 成人式広報（新成人健康保険制度説明）

イ　広報きたひろしま

広報きたひろしまに、随時国保制度や特定健診情報等国保全般に渡るお知らせ記事の掲載に努める。

●広報きたひろしま掲載回数

回　数		内　　容
特集ページ	1	各種健診（特定健診・がん健診）案内
お知らせ	1	保険税率等改定のお知らせほか
お知らせ	随時	受給者証更新案内・減免制度ほか

ウ　国保情報紙「きたひろしま国保だより」

国保被保険者向け情報誌として「きたひろしま国保だより」を作成し、健診情報や健康保険制度、医療給付情報の積極的なＰＲに努めるほか、国保会計状況を掲載し医療の給付や財務状況の理解を広げる。（ＨＰへも掲載実施）

●きたひろしま国保だより発行回数

回数	内　　容
1	国保制度（国保各種制度説明）４ページ 被保険者証郵送時同封（７月）

エ　特定健診ニュース

市民向け情報誌として「特定健診ニュース」を作成し、国保の特定健診の積極的な周知に努め、受診率の向上を図る。（ＨＰへも掲載実施）

●特定健診ニュース発行回数

年　度	回数	内　　容
平成 29 年度	1	特定健診ニュース　４ページ　（１０月）
平成 30 年度	1	特定健診ニュース　４ページ　（１０月）
平成 31 年度	1	特定健診ニュース　４ページ　（１０月）

オ　市ホームページ

市のホームページに国保制度の概要等（国保の加入・脱退、国保税の算定方法、国保税の減免・軽減、医療費の請求、一部負担金の減免、特定健診等）を掲載し国保情報の広報に努める。

●掲載カテゴリ：国民健康保険　国民健康保険税　特定健康診査

カ　町内会回覧文書

町内会の協力のもと、特に広報が必要なものについて、回覧文書を活用して広報に努める。

回　数	内　　容
３回	特定健診受診勧奨に関する内容

⑵ 研修機会の充実

国保事業従事者のスキルアップを図るため、北海道や国保連合会が主催する研修会等に積極的に参加し、制度に対する理解や情報交換、事務処理システム操作方法等の習熟に努める。

【予定される研修会等】

開催月	会　議　名	主催等	対象者
５月 10 月 ２月	千歳地域保健室管内保健指導担当係長主査会議	北海道 （千歳保健所）	特定健診担当主査
６月	管内国民健康保険事業連絡会議	北海道	給付・賦課担当
７月	市町村保健師リーダー研修会	国保連合会	特定健診担当
	国民健康保険事務研究会	北海道	給付・賦課担当
	国民健康保険料（税）適正算定マニュアル研修会	国保連合会	賦課担当
	国保実務講習会	国保連合会	新任職員
８月	国保データヘルス推進研修会	国保連合会	特定健診担当
	特定健診等データ管理システム研修会	国保連合会	特定健診担当
	国保保健活動研修会	国保連合会	特定健診担当
	北海道市長会国保主管者会議（砂川市）	北海道市長会	保険年金課長
	レセプト確認事務講習会	国保連合会	給付担当
９月	管内国民健康保険事務研究会	国保連合会石狩支部	給付・賦課担当
10 月	北海道市長会国民健康保険事務担当者研究会（恵庭市）	北海道市長会	給付・賦課担当
	国保保健事業･健康づくり担当課長及び係長合同研修会	北海道	特定健診担当主査
	国民健康保険運営協議会会長研修会	北海道	国保運営協議会会長・国保担当

開催月	会　議　名	主催等	対象者
11 月	道南・道央ブロック１３市国民健康保険事務担当者研究会議（北広島市）	道南・道央ブロック１３市	給付・賦課担当
	国民健康保険運営協議会委員研修会	国保連合会	国保運営協議会委員・国保担当
	生活習慣病予防対策担当者研修会	国保連合会	特定健診担当
１ 月	国民健康保険国庫支出金等事務研修会	北海道	補助金担当
２ 月	データヘルス計画の推進に係る意見交換会	北海道（千歳保健所）	特定健診担当
３ 月	国保特別講演会	北海道	保険年金課
時期未定	保健指導研修会	北広島市	保健師、栄養士
	第三者行為求償事務講習会	国保連合会	給付担当
	保険料（税）収納率向上対策事務研究会	北海道、国保連合会	賦課・徴収担当

４　推進体制
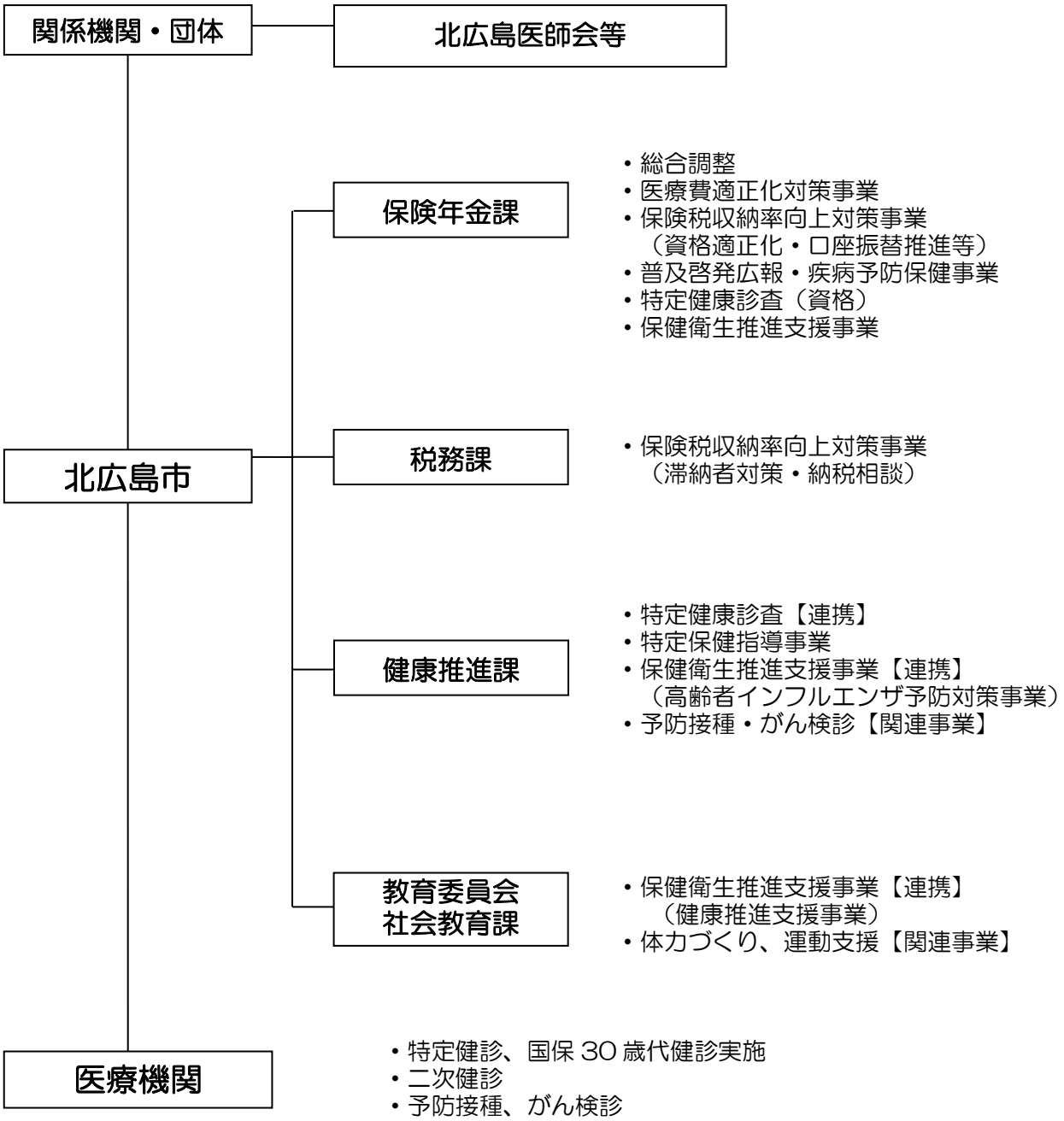
国民健康保険事業の円滑な推進を図るための推進体制は、次のとおりとする。
関係各課や関係機関等との連携を強化し、円滑な事業実施を図る。